

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和3年10月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	70 トン	44 トン
		71 トン	70 トン	1 トン
3	クリーム	38 トン	44 トン	超過済
		24 トン	44 トン	超過済
4	粉乳類	52,961 トン	9,887 トン	43,074 トン
		33,644 トン	8,807 トン	24,837 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	928 トン	835 トン
		1,142 トン	928 トン	214 トン
6	加糖れん乳	202 トン	15 トン	187 トン
		68 トン	15 トン	53 トン
7	ヨーグルト	17 トン	3 トン	14 トン
		11 トン	3 トン	8 トン
8	バターミルク	192 トン	11 トン	181 トン
		12 トン	11 トン	1 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	24,723 トン	33,688 トン
		47,985 トン	20,523 トン	27,462 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	3,637 トン	9,736 トン
		8,803 トン	2,315 トン	6,488 トン
11	バター	24,439 トン	5,036 トン	19,403 トン
		16,786 トン	4,513 トン	12,273 トン
12	豆類	89,846 トン	42,246 トン	47,600 トン
		45,433 トン	16,775 トン	28,658 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	3,031,011 トン	2,700,693 トン
		5,117,077 トン	2,799,558 トン	2,317,519 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	709,532 トン	619,776 トン
		222,196 トン	103,087 トン	119,109 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	374,832 トン	355,427 トン
		704,615 トン	374,832 トン	329,783 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	1,839 トン	1,104 トン
		2,351 トン	1,839 トン	512 トン
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	6,050 トン	6,410 トン
		6,177 トン	6,008 トン	169 トン
17	マニオカでん粉	163,795 トン	79,227 トン	84,568 トン
		162,600 トン	79,227 トン	83,373 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	7,397 トン	13,889 トン
		21,286 トン	7,397 トン	13,889 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	872 トン	822 トン
		1,220 トン	872 トン	348 トン
20	イヌリン	2,130 トン	1,194 トン	936 トン
		55 トン	30 トン	25 トン
21	落花生	36,714 トン	15,485 トン	21,229 トン
		23,109 トン	6,910 トン	16,199 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	41 トン	190 トン
		223 トン	41 トン	182 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	3,139 トン	7,278 トン
		4,348 トン	1,246 トン	3,102 トン
24	でん粉調製品	241 トン	78 トン	163 トン
		238 トン	78 トン	160 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	1,279 トン	4,421 トン
		2,070 トン	576 トン	1,494 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	5,984 トン	13,994 トン
		1,810 トン	678 トン	1,132 トン
28	繭	6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
		6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
29	生糸	309 トン	109 トン	200 トン
		308 トン	109 トン	199 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。